

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について

兵庫県への緊急事態宣言は解除されますが、引き続き感染収束に向けて取り組む必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記の通り飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請します。あわせて、「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得をお願いします。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年10月1日(金)から令和3年10月21日(木)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容〔特措法第24条第9項等に基づく〕

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗 *認証の取得申請中の店舗を含む(※1)	左記以外の店舗
<ul style="list-style-type: none"> 5時～21時の営業時間短縮を要請 酒類提供(※2)は11時～20時30分とすることを要請 	<ul style="list-style-type: none"> 5時～20時の営業時間短縮を要請 酒類提供(※2)は自粛。 ただし「一定の要件」(※3)を満たす場合は、11時～19時30分とすることを要請 「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得
<ul style="list-style-type: none"> カラオケ設備の利用自粛の要請(カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。) 感染対策の徹底(※4) 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請 	

※1 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗。
10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定要件」の遵守

- ① アクリル板の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保) ② 手指消毒の徹底
③ 食事中以外のマスク着用の推奨 ④ 換気の徹底
⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒
⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

①ポスター用 (A4 サイズ)

店内に掲示して活用してください。

②ポップ用 (A6 サイズ)

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

- ・ 県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>

兵庫県マスク徹底 で検索



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ カラダ設備提供の自粛
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



認証店に交付するステッカー

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

兵庫県認証店 で検索

感染防止対策の徹底を呼びかけるリーフレット

認証店には、来店者に感染防止対策を呼びかける2種類のリーフレット(17cm×7cm・14cm)を順次郵送しています。



認証店へのリーフレット

(3) がんばるお店“安全安心PR”応援事業

安全安心をPRする販促経費、感染防止対策設備の導入費用を補助します。

対象期間：令和3年7月1日～10月31日 (募集期間：令和3年8月30日～11月30日)

要件：マスク着用徹底啓発(上記5(1))、適正店認証ステッカー取得(上記5(2))等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ganbaruomise3.html>

兵庫県がんばるお店 で検索

問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ (施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

営業時間短縮要請の実施に係る飲食店に対する協力金

県では、令和3年10月1日からの県独自の時短要請に応じていただいた飲食店等を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9期）」を支給します。申請は、要請期間終了後に受付開始します。

1 対象者

県の時短要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

3 支給額等（10月1日以降の内容）

項目	内容	
	「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗（申請中の店舗を含む(*1)）	左記以外の店舗
対象期間	令和3年10月1日(金)～10月21日(木)（21日間）	
対象施設	県内全域の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
要請内容	<ul style="list-style-type: none">通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時までに短縮すること。酒類の提供(*2)を、午前11時から午後8時半までとすること。カラオケ設備の利用を自粛すること。（カラオケボックス等を除く）	<ul style="list-style-type: none">通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。酒類の提供(*2)は、一定の要件(*3)を満たす店舗に限り、午前11時から午後7時半までとし、その他の店舗は、提供をしないこと。カラオケ設備の利用を自粛すること。（カラオケボックス等を除く）
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大21日間）	
	＜中小企業＞ 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定	
	〔 <ul style="list-style-type: none">・83,333円以下の店舗：2.5万円・83,334円～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.3の額・25万円超の店舗：7.5万円 〕	
＜大企業＞ *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位) (上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)		

(*1) 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗。

10月1日以降に認証申請を行う店舗は認証取得日に認証店として取り扱う。

(*2) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む。

(*3) 一定の要件：アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

4 協力金の早期支給

今回の県独自の時短要請の実施に伴い、協力金の早期支給（前払い）の申請を受け付けます。申請方法等詳細は、県協力金ホームページ等で後日公表します。

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～	8/20～9/30	10/1～10/21	
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]								
	阪神北地域・明石市						[まん延防止等重点措置]		[まん延防止等重点措置]				
	東播磨(明石市除く)・姫路市		[県による時短要請]									[緊急事態措置]	[県による時短要請]
	中播磨地域(姫路市除く)												
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域								[県による時短要請]				
	但馬地域												
	申請期間	5/25～8/31 【第3期】			6/1～8/31 【第4期】	7/12～8/31 【第5期】	8/30～9/30 【第6期】	8/30～9/30 【第7期】	10月上旬に 受付開始 【第8期】		要請期間終了後 に受付開始 【第9期】		